

最終保障供給約款以外の供給条件

(料金等についての特別措置)

令和4年12月28日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

2 0 2 2 1 2 2 7 資 第 20 号

承 認

令 和 4 年 12 月 28 日

料金その他の供給条件の内容

令和4年12月22日からの大雪による災害により当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、令和4年12月23日、北海道2市8町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法の適用地域および隣接する地域（令和4年12月23日以降、令和4年12月22日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災されたお客さまの令和4年11月（支払期日が12月23日以降となるものに限る。）、12月および令和5年1月調定分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和5年6月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 需給契約の契約電力が被災時の需給契約における契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、供給設備を利用する期間が1年未満の電気の使用申込みを行ない、これに伴ない新たに供給設備を施設する場合で、その申込みが令和5年6月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 最終保障電力A、最終保障電力B、最終保障予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和5年6月末日までの間は、基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置の取付位置の変更の申込みを行なう場合で、その申込みが令和5年6月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、電気最終保障供給約款によるものとする。

以 上